

栃木県社会福祉協議会車椅子貸出要領

(目的)

第1条 本要領は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する車椅子の貸出しに関して必要な事項を定め、車椅子を短期的に貸出しすることにより、住民自らの福祉やボランティア活動への参加を促進し、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(貸出対象)

第2条 栃木県内在住の個人又は栃木県内所在の団体及び施設等（以下「団体等」という。）とし、福祉又はボランティア活動の推進を利用目的とした事業等に使用するものであることとする。

2 車椅子を利用できる個人又は団体等は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動グループ
- (2) 車椅子介助等のボランティア活動をしようとする個人又は団体等
- (3) 福祉関係団体・施設等
- (4) 学校・園等の教育関係機関
- (5) 自治会・町内会等の住民団体
- (6) その他本会が適当と認める場合

(貸出期間)

第3条 車椅子の貸出期間は、貸出しの日から1週間以内とする。

(貸出し及び返却)

第4条 車椅子の貸出し及び返却は、本会の窓口において行うこととする。なお、返却の日が休日にあたる場合には、本会の翌業務日を返却日とするものとする。

(使用料)

第5条 車椅子の貸出しに係る使用料は無料とする。

(申請手続き等)

第6条 貸出申込みについては、所定の申請書に申請者を確認できる書類を添付して本会まで申し込むものとする。

2 貸出し予約の受付は、使用日の1ヶ月前の月の初日から3日前までとする。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 適正な管理責任のもとに車椅子を使用すること。
- (2) 車椅子を紛失又は破損等した場合には、直ちにその状況を本会に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 車椅子を第三者に転貸する等貸出しの目的以外に使用しないこと。
- (4) 車椅子の使用が終了した場合には、速やかに返却すること。

(貸出し中の事故)

第8条 貸出した車椅子の使用中に起きた事故については、使用者の責任において処理しなければならない。

(返却命令)

第9条 本会は、次に該当する場合には、使用者に対し車椅子の返却を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により、車椅子の貸出しを受けたとき。
- (2) 故意又は過失により車椅子を破損したとき。
- (3) その他この要領に違反したとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。